



# 憲法9条の会つくば

## コミュニティ ニュース

# 結

第1号

2005.11.26

### コンテンツ

特集「憲法改正国民投票法」の現状と問題点  
 特集労働と心と教育、そして戦争  
 教育基本法と憲法改悪に抗して  
 10・1「つどい」の報告  
 これからの活動  
 PEACE EGG (コースのコーナー)

日本国憲法96条は、憲法改正手続について、国会が各議院の総議員の3分の2以上の賛成で国民に発議・提案し、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる国民投票でその過半数の賛成を必要とすると定める。このように憲法の規定では、憲法改正を最終的に決定する権限を持つのは我々国民としている。現在自民党は、新憲法改正草案を公表するなど憲法改正に向けて着々と準備を整えており、それにあわせて国民投票実施のための「憲法改正国民投票法」の立法化についても準備をすすめている。2004年12月3日、国民投票法等に関する与党協議会は、国民投票法案と同法案の審査及び起草権限を衆参両議院の憲法調査会に付与する「国会法」改正を国会に提出することを了承し成立しているが、正式な案としての「憲法改正国民投票法案」が発表されている訳ではない。今のところ、「憲法調査推進議員連盟」(以下議連、議連案とする)が2001年11月に作成した手続法を下地として正式案が作成されるものと思われる。国民投票法制定に向け新設された衆院憲法調査特別委員会(中山太郎委員長)は、年内に論点を整理し、来年の通常国会で法案成立を目指すとしている。以下、本稿では、この議連の作成した案をもとに重要と思われる問題点を指摘しておきたい。

## 「憲法改正国民投票法案」の現状と問題点

日本体育大学  
緒方 章宏

第1に国民投票にかける場合、改正草案を一括して投票にかけるのか、各条文ごとにかけるのが不明確である。一括投票にかけた場合、個々の条文に対する国民の正確な意思が反映される結果とはならず、国民主権原理に反することになる。法案要綱によれば「国会の発議の方法を工夫することにより解決できる」としているが、国民主権原理に従えば、国民意思を正確かつ十分に反映させるためには個別の条項ごとに賛否を問うような投票方法をとるべきである。第2に投票にあたって国民に十分な情報が伝えられるかである。議連案では、公務員・教育者の運動の制限、外国人の運動全面禁止、投票結果予測に関する投票経過・結果の公表禁止、マスコミ・マスコミ利用者・放送事業者等に対する広範な規制、演説・放送・新聞紙・雑誌・ビラ・ポスターその他方法を問わず、煽動の禁止等について罰則を伴う規制を設けて、国民投票に関する国民運動に広範囲な禁止制限規定をおいている。議連ではこうした規制は、現行の公職選挙法の規制措置に習ったとしているが、禁止制限範囲は拡大されている。国家の最高法規たる憲法改正についての是非を問う国民投票と選挙とは全く性質の異なるものであり、これを同列にあつかうこと自体が問題である。このような大幅な規制措置は、国民投票運動に萎縮効果をもたらし、国民は目隠しされた状態で投票に臨まなければならない。このことは国民主権の原理及び表現の自由に対する重大な侵害にあたるものと考えられる。第3に、国会発議から投票までの期間が短いという点である。議連案では国会発議から60日以後90日以内の内閣の定める日としているが、国民の憲法改正についての議論の盛り上がりにはあまりにも期間が短すぎるといってよいであろう。第4に国民の賛成投票について議連案では、総投票数の2分の1を超えれば国民の承認があったものとしているが、国家の最高法規たる憲法についての投票という事の重大性を考えれば有権者総数の過半数とすべきである。

以上、紙幅の関係から、国民投票法案の問題点について最小限度の指摘にとどめておいたが、他にも重要な問題点は多々あり、それらについては、別の機会に触れたいと思う。

## これからの活動

「憲法9条の会つくば」は10月1日の設立以来、憲法学習会、憲法関連の他団体との交流、街頭での署名活動などを実施しつつ、世話人を中心に今後の具体的活動について検討を重ねてきた。10月28日に自民党が新憲法草案を発表、11月22日には党大会を期し、新しい党綱領で「新憲法の制定と教育基本法の改正」を最重要課題として掲げている。

事態はまさに急を告げている。いま、なにより必要なことは、自民党の新憲法草案の危険性・欺瞞性を多くの国民に訴え、教育基本法改正や改悪のための国民投票法制定の動きを封じ込める運動を広げることである。

**こうしたことから「憲法9条の会つくば」は専門部会を組織、部会ごとに活動計画をたて、それを実施に移すことにした。専門部会とその主な活動内容は以下の通りである。**

- 地域部会**  
 居住地域 つくば中学校区別に活動を組織する(例えばミニ学習会、ビデオ上映会、交流会・連帯集会、署名活動などなど)  
 職場 職場、研究者グループ等で活動を組織する(ex.学習会、交流会、連帯集会、署名活動などなど)  
 グループ 市民活動グループ等で活動を組織する  
 コース 学生、子育て中の若いお母さん等で活動を組織する(ex.学習会、講演会、交流会、ピ・ソサート、読み聞かせ会、署名活動などなど)
- 企画・学習部会** 会全体の活動を企画し、実施する(学習会、講演会、シンポジウム、さまざまなイベント、映画・ビデオ等上映会、憲法ミュージカル、「9条の歌」作成などなど)
- 賛同人部会** 賛同人を拡大する(地域別連絡網の作成、賛同人拡大のための活動要請、賛同人申込み書の管理などなど)
- 署名部会** 署名活動の促進(署名用紙の作成、運動提起、活動状況の把握、署名簿の集約・管理などなど)
- 広報・IT・HP部会** 情報発信と宣伝活動(コミュニティニュース結の発行、学習会・講演会イベントなどの広報・宣伝、ITの管理、HPの管理、市民の声受信と対応などなど)
- 会計担当部会** 会計全般
- 連絡・調整事務部会** 各専門部会の連絡・調整事務(事務局会議の連絡・調整、定例世話人会の連絡・調整、他団体との連絡などなど)

### すでに始まっている活動

11月には、街頭署名活動を実施しました。毎月第1日曜日に「定例街頭署名活動」を計画しています。参加できる方は、中央公園アルス前、12時にお集まり下さい。  
 ミニチラシの作成(街頭署名運動で使用) 憲法学習会(緒方先生を囲んで) HPの充実とコミュニティニュース『結(ゆい)』の発行  
**賛同者の皆さまには、是非上記専門部会にご参加頂きますよう、よろしくお願い致します。** 連絡・調整事務担当:代表 長田 満江

### 「憲法9条の会つくば」設立される

- 10月1日国際会議場に900人参加して

10月1日、つくば市国際会議場に900名に及ぶ市民や近郊の人々が集まり、「憲法9条の会つくば設立のつどい」が開催されました。「つどい」は穂積事務局担当世話人の司会で進められました。第一部の設立総会ではまず菱山事務局長から、経過が、肅々と報告されました。続いて伊藤代表から、「会」の設立をめざして一年前から10名の女性を中心としたグループが憲法9条を守り抜くという強い決意のもとに、ねばり強く、地道に準備活動をすすめてきたことが、この日のつどいを結実させる礎となったと感動的に報告されました。そのあと、長田、堀部、樋田、吉門の各代表からそれぞれ個性的な挨拶がありました。中でも、堀部代表の歌唱による自己紹介と挨拶は、参加者の喝采を拍すとともに、この会のユニークさと多様性をアピールする新鮮なものでした。最後に油田さんから提案された「しなやかにして強靱な構えで9条を守ろう」との宣言が参加者の大きな拍手で採択され、「憲法9条の会つくば」の設立が確認されました。

第二部はジャーナリストの齋藤貴男さんの講演と、シンガーソングライターの小室等さんの歌と語りでした。齋藤さんは「平和と平等をあきらめない」との題で、今日の日本の危うい情勢と改悪を目論む勢力の動きを、総合的に分析し、明解に話してくれました。「わかりやすい」「新知識を得た」「素晴らしい講演、特に軍隊は国民を守らないという言葉が心に残った」「グローバル化と戦争との関連がわかった」「明解!目からウロコ」等々多くの讃辞が参加者から寄せられました。小室さんの歌は「平和の希求」を感性に訴えるもので、心に滲みるものでありました。特に「死んだ者が残したものは」は印象的でした。結局、「死んだ者は何も残せない」でした。小室さんの語りは人間の弱さを、自分も含めてさらけだした吐きにも似ていて、思わず我が身を振り返ってみることにになりました。南こうせつさんとの会話、「丸腰で大丈夫かなあ、だだけ丸腰でいたいなあ」は私たちの思いでもあります。「自分の中の危うさを本音では私語ってくれた」(参加者の声)でした。

最後に長田代表から、参加者のみなさんへお礼と「会」の今後の活動方針を含む総括的な挨拶がありました。これは今後の「会」のあり方の指針になると言えます。「設立のつどい」は参加者が予想を遙かに超えたこと、右翼の挑発・攻勢を退けたことなどの理由で成功しましたが、成功の最大の要因は、舞台上立つこともなくそれどころか舞台の進行を一度も見ることでもできず、受付、会場、書籍販売、参加者誘導、場外警備など、その任務を遂行した多くの世話人・賛同者のみなさんの地道で献身的な努力にあった



「憲法9条の会つくば」の会報「結」の創刊にあたり  
 色づいた街路樹の木の葉の時折ちらちらと舞うさまに、駆け足でやってくる冬の気配を感じるこの頃です。「憲法9条の会つくば」の設立から早2ヶ月。設立時からの「憲法9条を変えさせない」といつ熱い思いを胸に、よつやく会報「ゆい」を賛同人の皆さまにお届けできぬことをうれしく思います。  
 今こそ私たちは力をあわせて、大切な「9条を変えさせない」ように多くの人に訴えていきましょう。  
 憲法9条は、平和を愛する世界の人の宝です。



PEACE・EGGは10代20代の若者が平和を希ってつくるイラストコーナーです。作品募集してま



### 「ピースがたりない!」らいぎょ(20代)

### 労働と心と教育、そして戦争 教育基本法と憲法の改悪に抗して

10月29日(土)「まもり活かそう憲法9条・教育基本法」いばらきネットワーク主催の「10・29つくば集会」が市民ホールやたべで開催された。以下は当日行はれた三宅晶子千葉大学教授の記念講演の概要である。

#### 1、与党の「教育基本法改正に関する検討会の中間報告」を読む

教育基本法改正の中間報告では、前文から「憲法の精神に則り」を削除、教育の目的からは「個人の尊厳と自主的精神」を除き、もって自主的精神を持たない、国家に従順な「国民の育成」を目指す。

教育の目標として、中間報告では道徳心の涵養、公共の精神、良き習慣を身につけ、伝統文化、郷土と国を愛するよう「愛国心」を強制。

教育の機会均等については、中間報告は教育上の差別を容認している。

男女共学に関する項目は、中間報告では一切触れていない。

社会教育について、中間報告は「家庭教育」の項目を新設、「家庭は、子育てに第1義的な責任を有する」として、子育てを専ら家庭に責任転嫁。

#### 2、与党が教育基本法を変える目的

教育基本法改悪の最大の目的は、愛国心を植え付け、「お国のために命を投げ出す」子どもを育てることにある。それは、憲法9条の改悪を前提として、「戦争をする国」を支えるためのものである。すでに学校では、子どもの愛国心を5段階評価の対象としている。すべて国民は、等しく能力に応じて教育を受ける機会が与えられるという考え方は否定され、能力別学級を作って子どもたちをエリートとそうでない子に選別することが狙い。男女平等の教育を否定し、差別と排除の考え方を子どもたちに植え付けることで、命令に従順な国民を育てることが狙い。

#### 3、「心のノート」の危険性

文部科学省は補助教材として全国の小・中学校に『心のノート』を送付している。9年間にわたって使われる『心のノート』は、4つの視点で構成されているのだが、この内容を読み進むうち、子どもたちは批判的知性を失い、権力に服従する心を植え付けられ、権利や自由という基本的人権を否定的に考えるよう、作為的に作られている。教育の現場で平和教育がなし崩し的に否定され、子どもたちが知らず知らずのうちに「愛国心」を植え付けられているのが現実である。

#### 4、教育基本法改悪を阻止するために;

思考停止しないこと、諦めないこと、怖がらないこと、新たな連帯を作り出していくこと!

文責:長田





# 9条情報玉手箱

このコーナーは、近隣の「9条の会」の活動や学習会 つくば市内での平和の活動などを紹介する情報の玉手箱です。

掲載希望の方は、情報などをメール・fax等で事務局へお知らせください。

次号《第2号》の発行は2006年1月15日の予定です。

次回の掲載記事の受付は12月1日～12月31日までとします。

営利目的または特定の政治・宗教、その他掲載することが好ましくない情報と判断した場合はお断りすることがあります。

## 「九条の会・かさま設立のつどい 高遠菜穂子さんと考えよう!「戦争と平和」

日 時: 2006年1月22日(日) 場 所: 笠間市中央公民館(大ホール)  
時 間: 13時開場 第1部 13時20分 「9条の会・かさま」紹介とごあいさつ  
第2部 14時30分 高遠さんのお話とスライド

参加券: 一般・学生 700円 高校生 300円 中学生以下 無料  
託児いたします 300円(おやつ付) 0歳～小学生低学年まで  
連絡窓口 白土(0296-74-2684) 廣田(0296-74-3212)

連絡先<事務局>T/F 0296-74-4701(田口)

記念講演

「命に国境はない」-報道の見えない壁の向こうで、イラクで何が起きていたのか?-

講師: 高遠菜穂子さん

高遠さんからのメッセージ -笠間のみなさまへ-

2004年4月の拘束事件の際には、大変ご心配とご迷惑をおかけしました。また、こうしてイラク報告ができるのも一つしかない「命」あつてのものです。それもみな皆さまのご尽力のおかげです。また、このような機会を私に与えていただきまして、ありがとうございます。心より感謝いたします。私にはお伝えしたいことがあります。それは、報道の見えない壁の向こうでイラクでは何が起きていたか、ということです。私は「事実」を持っていきます。

あえて「真実」とは言いません。いろいろな事実を「戦争と平和」を考える材料にいただければと思っています。どちらが残酷か、または善悪の判断をするのではなく、人間として自分は何をすべきかを考えるきっかけとしていただければと思います。お会いできますことを楽しみにしております。

## 2005年牛久入管収容所問題を考える会活動報告会

日 時: 2005年12月10日(土) 14時～17時  
場 所: つくば市文化会館アルスホール (つくば市図書館2階)

資料代: 500円

連絡先: 田中 喜美子 (tel 029-847-5338)

http://www011.upp.so-net.ne.jp/ushikunokai/

メール ki\_ushikunokai@yahoo.co.jp

「変えよう! 難民を追いつめる国 とめよう・収容と強制退去!」

私たちは、「あらゆる難民を受け入れるべきだ」、「収容・強制退去はやめよ」との立場から、外国人の方々への支援を行っています。しかし、在日外国人労働者が長期間、収容所に閉じ込められ、強制退去されています。

国に帰ったら生命が危ないという難民までもが送り返されています。本年度の活動報告と外国人の方々からのアピールを予定しています。

## シアター青芸 公演 「THE WINDS OF GOD」

作: 今井 雅之 演出: 高藤 達之輔

平成3年度文化庁芸術祭賞 1993年国際連合作家協会芸術賞

日 時: 2005年12月11日(日) 開演 17時00分

開 場: 市民ホール とよさと

チケット(小4以上): 一般 3000円

保 育: 有料

主 催: つくば子ども劇場 後援: つくば市教育委員会

連絡先: Tel/Fax 029-852-9134

## 作者・今井雅之氏からのメッセージ 1999年8月

この作品は、私が11年前に書き、そして11年間演じてきた作品です。11年間やったきた思ったことは、こういう題材を上演するというに日本はまだまだアレルギーがあり、また戦後生まれの人間が伝えていくということが、なかなか受け入れられないのが現状です。現在、日本はとても平和であると思います。しかし、世界ではまだ実際に戦争が起きている所もあります。日本が過去に犯した過ちを忘れてしまうのではなく、もう二度とあのようなことが起こらないように一人一人に感じて頂くためにも、まだまだこの作品を演じることが必要だと思っています。

この作品は、別に反戦作品ではありません。だいたい「反戦」という言葉がある自体おかしいのですが・・・この作品は、たまたま54年前に生まれてしまったために、一つの集団ヒステリーに巻き込まれてしまった若者たちがいたという事実と、今の平和の有り難さをもう一度考えようというものです。

このような、作品を「劇団青芸」さんが理解して頂き、そしてまた、演じて頂けるということで、題材としても、これを演じるということにしても、大変難しいことだと思っております。本当に頑張って欲しいです。それから、私たちが青芸さんに負けないように、これからも頑張って演じていきたいと思っております。

また、この作品を多くの生徒さんに観て頂き、若者の特権である「夢を追いかけて、力一杯生きていく」ことの素晴らしさ、大切さを全身で感じて頂ければと思います。

## 投稿 広島で歌ってきました・・・

世話人 佐藤 良子

先週末は広島での「日本のうたごえ祭典」に参加し、日本母親大会で歌った野口雨情メドレーを歌って来ました。年配の方なら「うたごえ運動」はよくご存じかと思いますが、今や職場でもなかなか「うたごえ」は聞かれなくなりました。私は歌うことが好きなので、久しぶりに「うたごえ」にどっぷり浸って来ました。原爆ドーム前の野外コンサート、そして数千人が参加した大音楽会、池辺晋一郎さんの生演奏と指揮など、感動がいっぱいの2日間でした。

原爆資料館にも30数年ぶりに行ってきました。そこで思ったことは、やはり戦争は人間を人間でなくしてしまう、その恐ろしさです。ある日突然日常生活がちぎられ、人が物のように焼かれるむごさ、目が飛び出し、皮膚が垂れ下がった幽鬼のような人々。20万人の人が被爆し、そのうち2万人もの朝鮮半島の人たちがいたという事実。原爆や空襲の事実とはかく被害者としての面が強調されがちですが、当時の日本は明らかに他国を侵略し、人を殺した加害者であったということ、きちんと見据えなくてはならないと感じました。日本は現に今もイラクで人間を焼き殺し破壊し尽くす片棒を担いでいます。米軍基地や空母からは人殺しのための飛行機が飛び立っています。普通の人間であれば平気で人を殺すことは出来ませんが、戦争という条件下では人を殺すことが目的ですから、ほとんどの人が人間的な感情はなくなってしまふであろう、それがどんなに恐ろしいことかをずっと考えていました。つくばでも、聞くだけでなくみんなで歌って交流する企画をやりたいですね。その節は、堀部代表よろしくお願ひします。

## 教育基本法・憲法の改悪をとめよう! 12・3全国集会

日 時: 2005年12月3日(土) 14:00～16:00 開場 13:00 集会後パレードを予定しています。  
場 所: 東京・日比谷野外音楽堂 access 地下鉄丸の内線「霞ヶ関駅」B1a出口より3分  
地下鉄日比谷線・千代田線「日比谷駅」A14出口3分

参加費: 無料 皆さんの賛同金で運営しています。当日カンパのお願いを予定しています。

発言者: 大内裕和・小森陽一・高橋哲哉・三宅晶子・今井紀明・全国各地の仲間たち

主 催: 教育基本法の改悪をとめよう!全国連絡会

## 教育基本法・憲法の改悪に反対するすべてのみなさんへ 全国連絡会への賛同と12・3全国集会へのよびかけ

今、政府・文部科学省は「教育における憲法」とも呼ばれる教育基本法を改悪しようとしています。教育基本法の改悪によって「愛国心」の強制、家庭教育への介入、教育行政により教育支配が進めば、教育は国家権力によって支配され、私たちの自由は奪われてしまうことになるでしょう。また改悪は子どもが教育を平等に受ける権利を奪い、一部のエリートとその他大勢に分ける差別を促進します。

同時に政府は、日本国憲法を改悪する準備を着々と進めています。政府は憲法「改正」のための国民投票法案の国会提出を目指しており、自民党は2005年11月に憲法「改正」案を発表する予定です。「伝統・文化・愛国心」など国家主義に結びつく文言を盛り込み、自衛軍を明記し、集団的自衛権の行使を可能にすることが憲法改悪の狙いです。教育基本法改悪と日本国憲法改悪は、「戦争する国家」づくりへ向けての一体の動きであるといえます。歴史の大きな曲がり角にたつ今こそ力を合わせ、今年から来年にかけて、改悪反対運動を一層大きく広げていきましょう。

私たちは全国各地域での教育基本法改悪反対の運動をつなぎ、大きな流れにしていくために、2006年3月までの期間に全国1000ヶ所で行動を行うことを呼びかけます。この行動の一つの結節点として、また教育基本法改悪法案の2006年通常国会上程阻止を目的として、全国集会を2005年12月3日に開催しよう!と決めました。「教育基本法の改悪をとめよう!全国連絡会」および12・3全国集会に、個人・団体に賛同、連帯して下さることを心からお願い致します。

2005年8月27日 教育基本法の改悪をとめよう!全国連絡会

呼びかけ人: 大内裕和・小森陽一・高橋哲哉・三宅晶子

## 赤紙配り12/8(木) つくば市母親連絡会・茨城県母親連絡会

赤紙。先の侵略戦争での召集令状です。これが届くと、おかまい無く否応無しに戦場に行かなければなりません。拒否すれば逮捕・処罰。もう、誰も戦争に行かせないことを誓い、当時の召集令状を再現し、この運動が続けられています。

市内小・中・高校宛に「赤紙」教材の案内を郵送  
高校前赤紙配り 竹園高校 並木高校 朝8:00～ つくば工科高校 朝8:15～  
街頭行動 つくば市クレオ前 昼11:00～12:00  
飛び入り参加歓迎します! 連絡先 029-824-8949(茨城県母親連絡会)

## 12・8 不戦のつどい 実行委員会主催

つくばでは毎年、学研労協(\*)を中心に実行委員会をつくり、大平洋戦争開戦の日に「戦争に反対する」ことの確認の意味も込めて平和のための学習会、すいとんを食べる会などを開いています。今年も以下のように計画・準備されています。

とき 12・8(木)18:25～  
場所 つくば市手代木公民館和室  
内容 戦争体験を聴く(予定) 「今年はさつまいもでも蒸かそうか.....」  
仕事の帰りに足を向けて空腹もちよっと満たして。子ども連れも歓迎です。

問い合わせ先(学研労協事務局=029-861-7320) \*筑波研究学園都市労働組合協議会

## 憲法9条の会つくばからのお願ひ

「憲法9条の会つくば」専門部会で活動して下さる方 募集!!  
「憲法9条の会つくば」の歌をつくろう!!

こんな声が今、会の中で大きくなってきています。代表堀部さんの呼びかけもあり「よしまずは歌詞を募集してみよう」ということになりました。きちんとした「詩」にならなくてもかまいません。こんな「言葉」は是非入れてという、9条への思いをお寄せください。下記の連絡先へFAX等でお知らせください。

待っております。一応締め切りは1月10日頃にしておきましょう。  
お手伝いして下さる方・求めております。  
ニュースの発送作業等 (第3日曜日前後)

書き損じた年賀状・葉書等カンパしてください。  
ニュースの発送の切手代に換金いたします。

定例会(毎月第3日曜日)にて集めさせていただきます。  
12月4日(日)街頭行動 12時アルス前集合

次回12月18日(日)定例会です。  
並木公民館 大会議室



「憲法9条の会つくば」のシンボルマークが出来ました!

編集後記  
10・1の設立のつどい以来、9条の会をつくばも地道な活動を続けてきましたが、ようやく「結」の発行で、皆さんにも会の活動の状況をお知らせできます。こうして見てみると、「9条を守る」という一点で結ばれている私たちが、9条と共に平和を守っていくには、それに付随し学んでいかなければならないことが実に多いことを改めて感じます。設立のつどいは、世界人を中心に多くの皆さんが、適材適所の役割をそれぞれに力を出し切って成功に導きました。しかしなお、9条を守り、世の中が正しい方向に向かうためには、賛同者の一人一人が、そして世の中の一人一人が自分に出来ることを少しずつ力と知恵を出し合ってこそ可能になります。一人一人が主人公の「9条の会つくば」で、ぜひ皆さんも輝いてください。(堀)

「憲法9条の会つくば」連絡先  
〒305-0005 つくば市天久保 1-10-12  
電話 090-3811-3753 fax029-856-2286  
E-mail ycgsk987@yahoo.co.jp  
http://www.geocities.jp/geo\_net21/9jo/